

# あかり



発行：中標津町全町内会連合会・中標津町安全で住みよいまちづくり推進協議会

★各町内会活動等による情報及び住民相談の伝達をより迅速に行うため、町内会長と役場を結ぶファクシミリ(73-4811)を設置しております。

★情報の通報及び相談の窓口は…

- 役場町民生活部 生活課交通町民相談係(相談110番)  
TEL.(0153)73-3111(内線219)
- 中標津町教育相談センター  
TEL.(0153)72-1717
- 中標津警察署 生活安全課 生活安全係  
TEL.(0153)72-0110

## 夏の交通安全運動「始まる」

7月11日(火)～20日(木)

7月11日(火)から20日(木)までの10日間、「夏の交通安全運動」が実施されます。遠出をする機会も多くなると思われます。無理な運転をせずに、早めの休憩と、ゆとりを持った運転を心がけてください。また、夜型の生活が進む中、夜は「車から自分が見えていない」と思うことが大切で、夜と昼の見え方の違いを理解して、安全な歩行・自転車利用を心がけましょう。そのためにも、明るいうつらな服装を心がけると共に、夜光反射材を衣類や自転車に取り付け、自分の安全を守りましょう。

## 安全運動 出動式実施!

中標津警察署では5月11日(春)の地域安全運動出動式が行われました。

中標津地区防犯協会連合会や同署員、同署管内4町の各防犯協会、青色回転灯パトロール隊など関係者、約100人が参加。同連合会の小野会長が「安心して住みよいまちづくりに取り組むために」と挨拶し、佐々木順一署長は「警察の力だけでは限界がある。犯罪抑止のため力を貸してほしい」と協力を求めた。その後、中標津愛光幼稚園児たちが、佐々木署長らを前に「毎日安心して遊べるように見

## インターネットトラブルが増加!!

平成28年度中標津町消費生活センター受付相談まとめ

■平成28年度 相談受付件数 81件

1	詐欺・詐欺まがい関係 (ワンクリック・架空請求、迷惑メール、パソコン警告表示など)	20件
2	通信販売 (ネットショッピング、健康食品、副業・出会い系サイトなど)	16件
3	電話勧誘販売 (健康食品、光回線、太陽光発電など)	13件
4	店頭購入	6件
5	訪問販売 (布団のリフォーム、メガネ修理)	2件

※以下、訪問購入、金銭問題、不動産トラブル、問合せなどが24件

■契約購入金額及び既支払金額

契約購入金額	総合計金額	4,329,294円
既支払	総合計金額 (相談受付時)	709,344円
未然防止・回復額 (相談受付時)		1,256,544円

平成28年度中に寄せられた相談件数は前年度より18件増え、81件でした。最も多かった相談は前年度と同じく「詐欺・詐欺まがい関係」、次いで「通信販売」「電話勧誘販売」によるトラブルとなっています。詐欺関係では、スマートフォンや携帯電話にSMS(ショートメッセージサービス。電話番号を宛先にして送ってくるメッセージサービス)で「料金未納があり本日中に連絡しなければ法的措置をとる」などとメッセージを送りつける手口が増加しています。さらに、インターネット通販や情報通信関連といった通信販売のトラブルも幅広い年代層から相談がありました。この背景として携帯電話の普及、特にスマートフォンへ移行していることによって、今までに比べて消費者がインターネットサイトにアクセスする機会が増え、商品やサービスを簡単に購入できたり様々な情報を入手できたりという便利さに比例して、トラブルに巻き込まれるケースが増加していると思われます。前述のようにインターネットを利用した架空請求も再び増加傾向にあります。利用する際は、インターネットトラブルについての対処法など情報収集を積極的に行いましょう。また「おかしいな」と感じたら、すぐに家族や知人、消費生活センターへ相談してください。

商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル、多重債務など消費生活に関して困ったときにはいつでも

## 消費生活センター

にご相談ください。

中標津町消費生活センター相談窓口(役場生活課内) TEL.0153-73-3111(内線222)  
●受付時間/10:00～16:00 ●休日/土曜・日曜・祝日(年末年始 12/31～1/5)は休み

## 定期総会開催

中標津町交通安全協会

守ってください」と声をそろえて呼びかけた。参加者はパトカーや青色回転灯を点灯させた車両計28台に乗り込み、園児らに見送られ出発、同署管内をパトロールしました。

中標津町交通安全協会の平成29年度定期総会が6月9日(金)に行なわれ、任期満了に伴う役員改選では、小野会長が再任となった。この日は約40人が出席、小野会長は挨拶の中で「昨年の北海道の交通事故死亡者数は158人と記録が残る昭和22年以降で三番目に少ない数となり、最も多かった

昭和46年の889人の5分の1以下まで減少した。これもひとえに、関係者皆様方の日ごろからのご努力の結果であり、深く感謝申し上げます。今年も、皆様方の御協力の下、交通事故防止に向けて、交通マナーに徹するよう啓蒙活動に力を入れての交通安全活動が依然と多く、高齢者講習などが広く認識を深めていただきたい」と呼びかけた。議事では、昨年度の事業・収支決算報告などの議案を承認、平成29年度の活動・計画も承認され今年も、これまでと同様に、各種活動に力を入れ交通安全を呼びかけていきます。



## 各種取り組み実施

春の全国交通安全運動



◎交通安全祈願祭・町内パレード・街頭啓発実施(4月5日)



◎新入学児童ヘランドセルカバ一等の啓発品を配付(4月6日)



◎大型店舗前にて、街頭啓発実施(4月10日)



◎各幼稚園・小学校の交通安全教室開催(5月10日～23日)

## シートベルト着用率調査結果

4月14日(金) (国道272号)	5月15日(月) (国道272号)	6月14日(水) (国道272号)
運転席着用率	運転席着用率	運転席着用率
100.0%	100.0%	100.0%
助手席着用率	助手席着用率	助手席着用率
100.0%	100.0%	100.0%

## 7月13日は「飲酒運転根絶の日」です

仕事やレジャー等で行動範囲が広がる季節となり、お酒を飲む機会も増えて来ます。「ビール一杯だから問題ない」、「お酒に強いからこれくらいなら大丈夫」と安易な気持ちで運転したことにより、重大事故につながる事例が少なくありません。お酒を飲んだら絶対に車を運転してはいけません!運転はもちろんのこと、飲酒した人が運転する車に同乗することも禁じられています!町民一人ひとりが「飲酒運転をしない、させない、許さない」という認識の下に、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に取り組んでいきましょう。